

規性を求めるとその技術水準は萌芽的なものとなるが、その場合は技術の成熟度が十分ではなく、現状の医療技術の臨床応用に求められる基準を満たすには相当の時間と費用がかかる。その観点から速やかに臨床応用可能というのは、前項の新規性とは時として矛盾する要求になる。そのあたり、何を満たすべきなのか要求事項の整理、相互関係の明確化がより求められる。

- 2次評価とピアレビュー（1次評価）の内容の仕分けが必要。両者の評価項目が同じである必要は無い。ピアレビューには評価内容の学術的側面からより専門的、具体的な内容のコメントに重点を置いて評価し、それ以外の施設や、研究者の資質等の付随的な観点は2次評価に任せるのが妥当ではないか。
- 特に、厚生労働行政に役立つかどうか（重要性、発展性）、という設問の意図は理解できるが、厚生労働行政の意味するところはあまりにも広範なので、何を意味しているか、解釈はいかようにもなりうる。このため、総合得点にしてしまうと他の項目のバラツキがならされて、逆に差が付きにくくなってしまいう弊害もある。文部科学省の科研費と差別化をはかる上では非常に重要なポイントになるので、具体的な項目にわけて点数化する項目を増やすことも考慮すべき。
- 抽象的な評価観点は望ましくないため、項目によっては、もっと評価を細かくすることも検討すべき。例えば、研究テーマを実現できる根拠としての学会発表業績などが質・量ともに十分か。についてなら、5段階評価をして（1、2、3、4、5に丸をつけるだけ）、次いで、総合の研究者の資質、施設の能力の項目にも評価点数を入れるほうが、上の評価委員会で意見が割れた時、あるいは、ピアレビュー委員の評価が割れた時の参考になる。
- 評価は相対的か絶対的に分かれる。今回の場合は絶対評価であったが、申請書全体の中の位置づけ等が明瞭にならない点が問題であった。極めて専門の近い方から評価してもらい、それを参考資料の一つとして上の委員会のメンバーが評点を付け、決めるやり方と、ピアレビューの評点を選考基準に入れて判断する方法がある。前者なら相対評価ではなく絶対評価に近く、後者の場合は一つの研究費でも幾つかのカテゴリーに分かれてくる。少なくとも一つのカテゴリーの申請書全体を評価するようにした方が公平になるであろう。
- 評価者によって高い得点を出す傾向の方と厳しい得点を出すレビュアーがいる。このあたりを平均化するかどうかは検討すべきポイントである。あるいは、評価点の平均分布をおおよそ決めておくことも必要。

（公募テーマの合致）

- 基本特許が申請者の保持するものでなく、委託先などのパートナー企業が保持するのではないかと考えられるものが見られ、評価の取扱いに苦慮した。
- トランスレーショナルリサーチであることから医薬品GCP又は臨床研究倫理指針と等しいレベルでの科学性及び倫理性の確保を「公募テーマとの合致」の条件に項目に追加することも必要。

（コメントのフィードバック）

- 結果と研究経過、最終評価を申請者のみならず、評価者にも返した方がよいであろう。我が国では評価者の訓練も重要な課題となる。また、フィードバックすることが公平性や透明性の確保ができる。
- ピアレビュー後の評価のプロセスが不透明な点は否めない。例えば、複数のレビュアーが異なった評点をつけたときにどうするか、ピアレビューの評点の順位と採択・不採択の決定が合致していたか、もし合致していない場合はその理由は、など不明確な点がある。せめて、レビュアーと申請者自身にはこれら評価の詳細をフィードバックした方がよい。これら情報開示がなければ、せっかく新しいシステムを導入しても、特定の実力者の意思で決められているという従来の印象を払拭することが出来ないであろう。これからは、情報開示が最大の課題となる。

5. まとめ

基礎研究成果の臨床応用推進研究において、世界最高水準の研究成果の創出には、意欲ある研究者の優れた提案に基づいて実施される研究を採択する必要がある。これを実現するため、優秀な研究の絞り込みに作業（事前評価）に重点をおく必要があり、その結果、事後の研究成果を著しく向上させることが期待できる。

本研究において、欧米の補助金採択方式を調査した結果、NIH や EU は優良で豊富なピアレビューを抱えており、ピアレビューによる適切な事前評価により高い研究成果を獲得することを繰り返し、先端医療分野におけるスピーディな開発促進や臨床応用を行っていることが欧米の強みであることが判明した。

本研究では、欧米で実施されているピアレビュー制度を参考に従来の厚生労働省の採択方式に機能付加をした事前評価を適切かつ効率的に行う最適モデルの構築を検討した。

いくつか改善すべき点もあるが、厚生労働科学研究費の採択が透明性の高いものになると考えられるため、今後も検討を続け、厚生労働省の全ての競争的資金で実施されることが適切であろうかと考えられた。また、先端技術に関するレビューであり、評価は必ずしも容易ではないが、全体的には、科学研究の評価制度として理解されやすく、合理的かつ公平な評価に役立つのではと考察された。

本方式が全体で採用されることで、我が国の厚生労働科学の全体的底上げと発展に大きく寄与するものと考えられる。